

# Can Do

## “可能性への挑戦”

# 第21号 第21号

金田会計事務所通信



### 希望というエンジン

仕事上、当然経営者から話を伺うということがほとんどなのですが、経理担当者はもちろんのこと、待ち時間や駅まで送ってもらう車中などその会社の様々な従業員とも接する機会があります。別の角度から会社の経営状況を知ることができる大切な情報が聞けることもあります。

ある法人の経理担当者が「うちの社長がこんな車(中古のベンツ)に乗っているのが申し訳ない。もっといい車に乗せてあげたい」と話すのを聞きました。その会社の経営者は従業員に対してやさしいというよりは厳しいタイプの人物ですが、社員からは一目置かれ、慕われています。会議での場でというよりも、常日ごろから最近の出来事やこれからの展望をざっくばらんに社員に話して聞かせるなど、一体感を感じさせます。社員は社長の行動の意味、会社の方向性がよくわかり、自分たちの将来への希望を感じているようです。

グーグルやアップルのように自分の報酬以上に「世界を変える仕事に参加している」という自負心で休まず熱心に働く会社もあります。レベルの差はあれ、リーダーは希望を与えることができるかどうかが問題になります。「今はこうであるけれども、必ず何年後には言った通りになる」という実感を与えられるのかということです。独りよがりの夢物語ではなく、確実にステップアップし、何かしらのわくわく感があれば士気は上がります。多くの人は仕事を通して社会につながっているのがほとんどでしょうから、周囲と比較しての自己の位置を確認することで安心感も生みます。

今の日本の国自体が「希望」というものを見出しづらくなっており、政治家にさえできないことをこの厳しい経済状況の中にあって、経営者に求めるのは酷なのかもしれません。しかし、経営者は会社の中にあって親と同様の立場にあるゆえ、あえて求めていかざるを得ません。その人独特のスタイルや考え方、やり方があるでしょうが、熱い夢を語り続け、エネルギーを与えることのできる明るい経営者であることを願います。



金田 康良

2010年 10月



# これからの会社の解散はこうなる！



平成 22 年 10 月 1 日以降から変更される税法は多くありますが、法人が解散した場合にはどう変わったのか？また、現実的に会社の整理・清算についてはどのように検討しなければならないかについてのポイントを今回解説いたします。

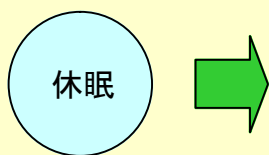


## 【会社の休眠・清算(解散)の概要】

法人が倒産(破産)したとき以外に事業を廃止する手続きとしては、将来もう一度他の事業を含め事業を再開する場合には「**休眠**」、事業を完全に廃止し、法的にも会社を消滅させる場合の「**清算**(解散)」があります。ここでは裁判所の監督下における特別清算ではなく、自主的に行う「**普通清算**」についてのみ取り上げます。

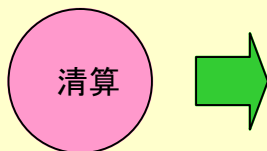


## 【具体的な違いとは？(メリットとデメリット)】



☆ **手続きに費用はかからない**。都道府県、市町村に届けるだけ。国(税務署)には休眠という手続きはない。

☆ 法的には存在しているため、今までどおり、**休眠後も法人税(国)への申告のみは毎回必要**、本店所在地の確保や役員変更登記なども引き続き行うことになる。



☆ 法的に完全消滅するため**清算結了後は書類の保存等を除けば事務手続きは発生しない**。ただし、財産の分配により株主に配当所得が発生する場合がある。

☆ 株主総会の解散決議等を経て、解散登記を行う(1回目の登記)その後、分配すべき残余財産が確定し、清算事務が完了(**清算結了**)した後に結了登記(2回目の登記)を行うため、**2度の登記費用が発生する**。

どちらを選択するかは個別のケースにより有利不利が異なりますが、実務の世界では、休眠を選択し、その後、そのままにしていることが多いようですが、すっきりと法的にも消滅させてしまいたいという要望もあります。





## 【清算の税務(改正前、改正後)】



解散決議をした日から2ヶ月以内に確定申告(解散申告)を行うことは変わりありませんが、残余財産が確定するまでの各1年間の予納申告、確定した後1ヶ月以内に清算確定申告を行う場合に異なっています。

☆平成22年9月30日以前に解散した法人(解散の議決をした法人)

①解散申告:通常確定申告

②解散後残余財産の確定・承認(清算終了)した日までの期間

《清算所得》:残余財産の価額-(資本金等の額+利益積立金額等)

について法人税率27.1%を適用して申告

(注)この期間中に生じた損益について課税するのではない。



☆平成22年10月1日以降に解散した法人(改正後)

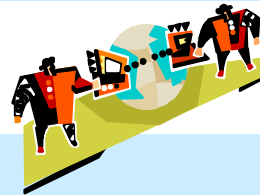
①解散申告:通常確定申告

②解散後残余財産の確定・承認(清算終了)した日までの期間

清算期間中に生じた損益について課税:通常確定申告



## 【改正後の特徴】



☆借入金の債務免除を受けた場合

解散する法人は通常、残余財産がない債務超過に陥っている場合が多いのですが、代表者や親会社からの借入金がある場合債務免除してもらいます。

例)1,000万円の借入金を債務免除してもらった場合

(借入金)1,000万円 (債務免除益)1,000万円

以前は損益には課税しませんでした。改正後は利益として法人税の対象となり、繰越欠損金と相殺できなければ納税が生じる可能性があります。

☆期限切れ欠損金の使用

清算期間中において終了する各事業年度末日において債務超過(残余財産がない)の状況にある場合には、既に法人税法上の期限(7年)を超えてしまっ使用できなくなった繰越欠損金(期限切れ欠損金)を利用することができるようになりました。債務免除をするにはこれをうまく利用することが必要となります。

☆100%子会社を清算した場合の子会社株式の税務上の処理

100%子会社が清算消滅すると親会社の子会社株式は価値がゼロとなり、消滅損が生じますが、税法上は認められなくなりました。ただし、子会社の未使用の繰越欠損金を引き継ぐこととなります。





【その他注意事項は？】



- ★ 今回の改正に係らず、債務超過の状況や残余財産の価額が資本金を超えない場合は問題とらないですが、資本金を超える以上の額の残余財産の分配を受ける場合は、配当所得として個人所得税で課税されることとなります。
- ★ 繰越欠損金がない場合で、清算期間中に収入が生じ、それに対する経費がなければ、申告により法人税等の納付が生じるようになるため、解散の時期は将来をよく見極めて決めなければなりません。

事業を廃止した法人の処理については、以上のようにひと筋縄ではいかない問題がありますので、よくよくご相談下さい。



若手経営者向け研修風景



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として  
税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動  
へのサポートを行っています。お気軽にご相談下  
さい。

金田会計事務所

〒541-0052

大阪府中央区安土町3丁目4番5号

本丸田ビル3階（1階阪急そば）

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : info@kaneda-kaikei.com

URL : <http://kaikei.asia/>

